平成２６年（フ）第４２号
福島県郡山市富田町字逆池北18番地の２
コーポパリス１―103号
債務者　西山　美穂
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
兵庫県明石市大久保町西島730番地の10、前住所兵庫県明石市大久保町西島735番地の３森西コーポ
債務者　仲田巳佐子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
兵庫県明石市朝霧北町3777番地の８　サングレイス朝霧203号福永方、前住所大阪府門真市常称寺町16番３―116号
債務者　仲　　恭子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
神戸市西区玉津町今津364番地の29　２―204号
債務者　上村　秀治
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地１―711号
債務者　森田　好夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地１―711号
債務者　森田奈津子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
兵庫県明石市魚住町西岡2236番地の３　アビタ魚住Ⅰ―203号
債務者　島田真紀子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県たつの市揖保川町正條416番地１
債務者　山崎　晃生
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県たつの市揖保川町正條416番地１
債務者　山崎さとみ
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２２号
宮城県角田市梶賀字東174番地１　Ｂ棟
債務者　玉手　　勉
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１９８号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番11―1101号
債務者　平倉　聖子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９９号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番11―1101号
債務者　橋本　　雅
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２００号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番11―1101号
債務者　橋本タヅ子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２５号
愛知県大府市柊山町５丁目338番地　県営大府住宅10棟104号
債務者　小山　尚美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２号
広島県福山市神辺町字道上2055番地１
債務者　ＩＺＵＣＨＯ　ＣＡＦＥこと　小林　正宏
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１０号
広島県福山市鞆町後地1176番地40
債務者　門田　影子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１４号
広島県福山市南蔵王町５丁目６番10―201号
債務者　難波　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係